

定額減税及び調整給付

個人住民税の定額減税について

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
 - ・同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、令和5年12月31日の現況によります。
 - ・控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。(所得900万円越え等、配偶者を控除対象にできない方の場合)

減税方法

① 給与所得に係る特別徴収 (給与所得者の方)

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



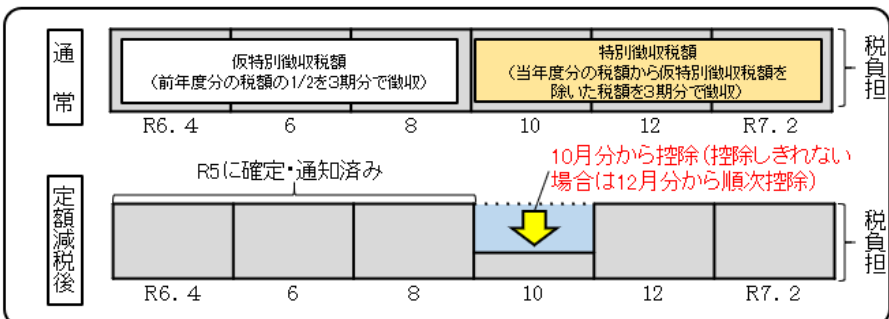
② 普通徴収 (事業所得者等の方)

- 第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者の方)

- 令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



所得税の定額減税について

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者

減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、**3万円**
 - ・配偶者及び扶養親族の判定は、勤務先へ提出されている**扶養控除等申告書**に基づきます。
 - ・生じた控除額の増減については令和6年分の確定申告において最終的な特別控除の額を計算し、納付すべき又は還付される所得税の金額を精算します。

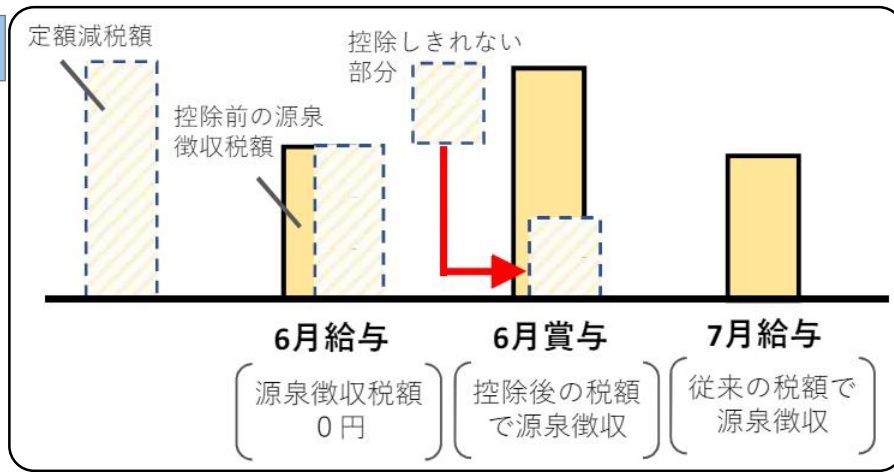
減税方法

① 給与所得者の方

- 令和6年6月分以降に支払われる給与の源泉徴収税額から定額減税額に達するまでが順次控除されます。控除しきれなかった場合は年末調整にて控除を行います。

② 給与所得のない方

- 令和6年分の確定申告において所得税から定額減税額を控除します。予定納税の対象となる方については、確定申告での控除を待たずに第1期分予定納税額(7月)から控除されます。



調整給付について

- 定額減税しきれないと見込まれる場合は、その差額分について**1万円単位での給付**を行います。

給付金算定例

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額 (①)	
	30,000 円 -	1,000 円 =	29,000 円	(マイナスの場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分 住民税所得割額	控除不足額 (②)	
	10,000 円 -	1,000 円 =	9,000 円	(マイナスの場合は0)
調整 給付金	所得税分の 控除不足額 (①)	住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (① + ②)	調整給付金 (1万円単位に切り上げ)
	29,000 円 +	9,000 円 =	38,000 円	⇒ 40,000 円

注) 「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

- 対象者となる方へのみ、役場から支給確認書が郵送されます。(8月中旬に発送予定) 給付金額をご確認いただき、お振込先をご記入、ご署名の上、返信用封筒にて役場税務係宛に返送をお願いします。支給確認書の記載内容に不備がなければ順次指定口座へ支給されます。
- 調整給付後に生じた不足額については令和7年において不足額分の給付を行います。